

(別紙)

## 第三者評価結果

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	㉓・b・c
<p>公立保育園共通の理念・基本方針は「保育園のしおり（重要事項説明書）」、「なべかけ保育園概要」、「全体的な計画」に明記され、保育室や事務所に掲示することで周知に努めている。またこの理念・基本方針を受けて、園独自のテーマ「心すくすく 個性きらきら 笑顔でチャレンジ！ ～自分の花を咲かせよう！～」を掲げ、更に園の名前を利用したスローガン「<u>な</u>かよく <u>ベ</u>ストをつくし <u>か</u>んがえてあそべる <u>け</u>んこうなこども」を設けるなど、工夫が随所に窺える。</p> <p>一方、第三者評価のアンケート調査では、職員の8割以上が理念や方針に関して会議や研修で取り上げていると答えており、周知が図られ理解を深めていることが窺える。保護者に対しても、入園説明会で「保育園のしおり（重要事項説明書を兼ねる）」をもとに説明を行うことで周知に努めている。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・㉓・c
<p>市全体の子育てに関しては、「第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン」（2020年3月）策定の際に市がニーズ調査を実施し、子育てに関する環境が多様化していることが把握・分析されている。当園をとりまく状況としては、利用対象となる子どもの数が少ない地域である一方で、ニーズとしては小規模で、きめ細かな保育への期待値が高く、同時に幼児保育への関心度が高い地域特性があることを把握している。このほか地域ニーズを探る手掛かりとしては、敬老会や公民館行事等への参加など地域交流を通して行うこともできるが、ここ2年は新型コロナウイルス感染症拡大（以下、「コロナ禍」と表記する）のため実施できていない。</p> <p>園での子育て相談では発達支援に関する相談が多く、必要に応じて市の各種相談窓口を紹介している。また、園としても発達支援児が多いことから、さらに、受け入れ態勢を整備するなど地域特性に対応することに期待したい。また、地域ニーズの更なる掘り下げを通して、公立保育園としての役割や特性を生かすことが期待される。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・㉓・c
園では事業経営上の課題として、人材の確保や施設設備の改善等を挙げている。人材確保は		

公立保育園全体としての課題であるが、当園においては現段階で支障をきたすまでには至っていない。

施設整備面に関しては、建物自体が建築後20年以上経過し、修理・修繕箇所や物品の補充など課題が山積している。職員体制を考慮するとトイレが少ないことや休憩室の狭さ、事務機の不足が顕著で業務への支障が懸念される。また、建物に関しては予算（保育課の予算も含む）を超過した場合、比較的安価な修理・修繕は補正予算で対応しているが、大規模で高額となる場合は予算の都合上対処が厳しい状況が続いている。しかし、今年度の組織としての重点目標である「修繕等必要に応じて速やかに対応し安全な保育環境の整備を行う」との観点からも、市の担当部署との更なる折衝を重ねて最善策を見出すことに期待をかけた。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p>中・長期計画に関しては市で策定された「第2期子ども・子育て未来プラン」、「第2期那須塩原市保育園整備計画」、「第3期保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム」を基に、「保育所保育指針」（厚生労働省）に沿って単年度ごとに保育計画および諸計画を作成している。</p> <p>園としては中・長期にわたる園独自のビジョンは示していないが、今後は可能な限り、地域で抱える課題解決にどう取り組むか、園として中・長期にわたった展望をもつことによって、方向性が明確になり、それが結果として地域への貢献度を高めることにつながることを期待される。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p>事業計画は単なる行事計画に終始することではなく、多岐にわたっているが、事業計画書として一本化されたものはない。保育計画・保育の指導計画をはじめ、職員の研修計画・避難訓練計画・地域交流計画・保健計画・食育計画（日程が特定されない事業は欄外に記載可）等々の事業をまとめて表示することによって、職員や保護者等への理解促進にもつながる。現在まで経験したことがない新規の事業は策定されていないが、事業終了後の評価・反省を基に実施方法に改良を加えるなど事業の改善に取り組んでいる。一方、事業計画に数値目標や目標達成時の姿の設定がほとんど見当たらない。福祉の事業では数値目標を設定することは容易ではないが、計画の進捗管理や達成度の評価を明確化するためにも一考が望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p>各種行事や「保育参観」、「祖父母参観」、「保育見学」（のぞきま専科）等保護者が参加する事業に関しては事業終了後にアンケート調査を行い、意見・要望などを加味して、職員会議にかけ評価・反省し、次回の実施内容や次年度の保育に生かしている。事業計画の策定に当たっては、職員会議で前述の評価・反省の資料を基に必要なに応じて実施方法の変更を行うなどして</p>		

対応している。今後は、アンケートの有効活用と計画の策定過程や評価・見直しなどの記録を細部にわたって残すことで、事業計画策定の根拠となり更に充実した事業計画になることを期待したい。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>入園説明会や保護者総会で「保育園のしおり（重要事項説明書）」や総会資料を基に説明しているが、事業計画全体を一本化した資料がなく、ここでの説明は行事計画が主体になっている。その他の周知法としては毎月発行の「えんだより」で翌月の行事開催案内を掲載して配布している。更に行事内容の詳細については注意事項等の特記事項も含めて、開催の都度、「通知文」を配布して周知している。園で行われる事業の全体像を周知し理解を促進するためにも、行事以外の事業計画も併せて説明できる計画書の作成と説明資料の整備が望まれる。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>保育の質の向上のために、特に重要と考えている取組として、園内研修の充実や自己評価を活用し保育士の問題意識を高めていく等が挙げられる。保育士の資質向上に関しては、園内外研修の充実を組織目標の重点項目に挙げ、コロナ禍で外部研修が制限される中、内部研修を強化して補うなど、可能な限り研修を実施し専門性の向上を目指している。</p> <p>自己評価の活用に関しては、年2回の園長・副園長との職員面談を通じて、自己評価に対する振り返りを行って助言や修正を加え質の向上を目指しているが、十分に活用されていないので成果に結びつける取組が期待される。また、職員間で質の向上に向けた情報の共有が機能するまでには至っていないので、短時間勤務者も含めて関係者が共通理解するための情報共有の方法などに工夫が望まれる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>前回の第三者評価で指摘を受けた、実習生とボランティアの受け入れマニュアルが同一で、トラブル防止など混乱を避けるために独自の「ボランティア受け入れマニュアル」を策定することと、既存の個人情報保護規定とは別に「守秘義務マニュアル・プライバシー保護マニュアル」を策定することについては既に実施済みである。</p> <p>一方、前年度の反省や自己評価から職員間のチームワークの構築が課題として浮上し、昨年来、ゲームなどを取り入れた「仲間づくり研修」を実施しチームワークの向上に努めているところである。今年度の重点目標に掲げている「保育の質の向上」に向けて、職員同士が切磋琢磨し、お互いを高め合うためにも、さらなるチームワークの向上が望まれる。</p>		

## II 組織の運営管理

### II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>年度初めの職員会議を利用して基本方針・年度目標を表明し、「明るい職場づくり」の読み合わせを行うとともに、職務分担表を基に園長の職務と責任を説明し再確認している。園長の職務と責任に対する職員の理解度を高めるためには、年初だけでなく、機会あるごとに説明するとともに、職員からの質疑を受けるなど話し合いの場を多く持つことが、双方或いは職員間の相互理解にとっても有意義である。それが結果的には園の運営がスムーズに運ぶ気運の醸成に繋がるため、継続的に取り組むことを期待する。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>公務員として必要不可欠な地方自治法や職務として必要な児童福祉法などに関しては、在籍年数や職位に応じて市で行う研修を受講することになっている。また、法令の改正があるとその都度、市で行う研修を受講しており、現時点で特段、受講を希望する法令に関する研修等はない。</p> <p>2023年度には育児休業明けの園児の受け入れ時期が前倒しになるなど改定が予定されている。今後も新たな法改正などを視野に、園としてできる範囲の情報収集など準備万端の対応を期待する。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>園長は職員面談を通して自己評価を振り返り、意見交換やアドバイスを行って意思疎通を図って、職員それぞれの質の向上へ向けた疑問点の解消や意欲向上につなげている。また、月の指導計画や保育日誌、ヒヤリハット報告書に必要なに応じてコメントを記載し、保育現場では臨機応変に声掛けすることで一体感を作ろうと努めている。今後は保育の向上に向けて、職員の理解力が深まり、取組が隔々まで浸透するよう、さらなる指導力が発揮されることを期待する。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>園長は、業務の実効性を高める一環として、予ねてから現場での事務の省力化と時間配分を効率的に運用することを課題として取組んできた。短時間勤務者が多い中、人員配置に労苦を要したが、職員の適性に合った職務分担を行うことで時間配分を捻出している。省力化に関しては、今後の課題として、ICTツールの導入による日誌や園児のデータ管理、連絡帳の記録など省力化により、保育に集中する時間の確保や質の向上に寄与することが期待される。しかし、公立保育園全体に関わる整備の問題でもあり、園独自の取組としては限度がある。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>人材の確保に関しては市の「第2期那須塩原市保育園整備計画」で職員の動向を分析し、「定員適正化計画」に則り、必要な保育士等の採用計画が立てられている。園では、職員アンケートからもフリー職員の配置などで臨機応変に対応できることや、「休暇が取りやすい」との意見が多く見受けられる。しかし、市の施策の一環ではあるが、会計年度任用職員の比率が7割を超過して特に高い状態である。これからも、正職員と会計年度任用職員双方の連携や業務の割り振り、業務量の配分などを工夫して、相互理解が得られるような取組に期待したい。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>正職員に関しては個人目標管理シートに基づいて人事考課を行い、評価を行っている。一方、多数を占め貴重な戦力となっている、会計年度任用職員（常勤職員11名を含む7割強で、今後増々増えることが予測される）に関しては目標の設定がなく、自己評価の採点が主だった評価の対象となっている。目標を持って業務に当たることは業務を遂行する上で励みになり、自己の成長にも繋がる。公立保育園全体に関わることだが、会計年度任用職員の比率が高まる中で、今後業務の実効性を高め保育の質の向上を図るためにも、市に会計年度任用職員に対する評価の仕組みの構築を検討していただきたい。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・ <b>b</b> ・c
<p>職場環境に関しては、職員の基本姿勢をまとめた「明るい職場づくり」を年初の職員会議で読み合せを行うなどの配慮が窺える。職員の超過勤務や休日出勤などは、ローテーションの工夫やフリー職員の対応などで発生率は低い。職員の配置に関しては、3月中旬に面談で意向を聴取し、担任を決める際の参考としている。しかし、人間関係に関して苦慮する面も否定できない。</p> <p>今後は任用条件の異なる職員間の意思疎通・職員配置・職務分担などに、より一層配慮し、真に職務に専念できる環境整備の実現に期待したい。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>正職員に関しては市で策定した「第3期保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム」を受けて園が「組織目標」を設定し、さらに園の組織目標を受けて「個人目標設定シート」で個人としての年間目標を設定している。園の目標を受けて個人として何ができるかを前・後期に分けて園長・副園長との面談で進捗度・達成度を評価し、個人の資質向上を図っている。会計年度任用職員に関しては目標の設定がなく、自己評価の採点が主だった評価の対象となっているが、仕組みとしては適切に行われている。</p> <p>今後は、市の人材育成基本方針で定めた「期待する職員像」で掲げた5項目（①「倫理観・</p>		

<p>使命感」のある職員、②「市民感覚」のある職員、③「高い専門性」のある職員、④「経営感覚」のある職員、⑤「チャレンジ精神」のある職員)に則り、お題目として終わることなく、常に目指すべき職員像を意識した取組に期待する。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>市策定の「第3期保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム」の基本施策3「保育士等の資質・専門性の向上」を基本に、市の指定する園外研修や園で計画した研修を実施して資質の向上を図っている。園外研修参加者は研修報告書の提出と資料を回覧することにより研修内容の伝達を行っている。また、救急救命講習は資料を回覧だけでなく実演することで周知を図り、人権擁護に関する研修に関しては参加者が講師役となって伝達に努めている。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>教育の一環として園内外の研修制度があり、園内研修に関しては正職員・会計年度任用職員に関わらず参加の機会はほぼ均等に与えられている。園外研修については正職員が主体となるが、研修内容によって会計年度任用職員も参加対象となっている。新入職員のOJTについては、主に園内の若手職員が1年間継続して指導に当たっている。また、計画外の外部研修については、必要に応じて情報提供して参加を奨励している。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>実習生の受け入れに関しては「保育実習生受け入れについて」を基に年間2～3名を受け入れているが、ここ2年ほどはコロナ禍が影響して皆無である。主な受け入れ先としては看護学校や保育専門学校の生徒で、副園長が受け入れ先との折衝や実習生の指導に当たっている。実習終了後には実習生を交えて反省会を開き、以後の指導の指針としたり、生徒のフォローに役立てたりしている。また、実習生の受け入れが決まると園だよりを利用して保護者へ通知している。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>「第三者評価」結果の公表、市作成の「教育・保育ガイドブック」、「なべかけ保育園概要」、「保育園のしおり（重要事項説明書）」等々で運営方法や保育の基本的な考え方など情報の公開に努めている。一方、各種アンケートによる意向の把握や意見箱設置など保護者の相談・意見・苦情にも柔軟に対応し公表する仕組みがある。しかし、保護者アンケートからは前述の第三者評価については「第三者評価自体知らなかった」「同評価を受けたことを知らなかった」が全体の75%を占めていて、認知度の低さが窺える。第三者評価結果は入園の際の選択肢としても利用価値は高いはずであり、市としてもPR方法を工夫するなど認知度を向上す</p>		

る取組に期待したい。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>保育士の配置や保育内容、給食や会計の記録など県の指導監査、市の定例検査を定期的に受けているが、改善が必要とされる文書による指摘は発生していない。口頭での指摘としては2020年に県北健康福祉センターから苦情解決の体制について、第三者委員の増員（1名の体制だが複数人の設置を指摘）の検討が指示されているが、現時点では1名の配置となっているため検討することが望まれる。また、外部の専門家による監査は実施していない。</p>		

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>市の保育園共通の保育理念として「家庭や地域と共に、子どもの育ちを支援する」を掲げ、「全体的な計画」には、特色ある保育として「地域との交流」を挙げている。これらの方針に基づき、ねらいを「交流を通して地域の人に対する興味・関心を深めながら、思いやりや尊敬する気持ちを育てる」と「地域の人々に保育園運営について理解してもらう」とする「園児の地域交流年間計画」を立てて、例年、園外活動や高齢者との交流、小中学校と合同で実施する災害時における引き渡し訓練、公民館との合同消防訓練、公民館祭りでの絵の展示、小学校との交流などを行っているが、コロナ禍のため中止になる行事もあり、地域の人との交流機会が減っている。</p> <p>2021年度は中学生の職場体験について、園への訪問に代えて電話によるインタビューに答える形で学校教育に協力している。このほか、ALTの受け入れを行い、英語遊びなどで子どもの経験を広げる役割を果たしてもらっている。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>「実習生学生等の受け入れマニュアル」を整備し、その中に「ボランティア受け入れについて」と題する「ボランティア受け入れマニュアル」を設けている。前回の第三者評価で課題となっていた、マニュアルに「受け入れの意義や受け入れの方法の詳細、留意することなどを取り入れること」については、改善を図っている。受け入れの意義としては、①様々な背景の人が関わることで園児にとって良い刺激が得られる、②職員にプラスの視点が得られ、質の向上につながる、③地域との交流の充実が図れる、の3点を挙げている。ボランティアの受け入れの可否は個別に判断しているが、コロナ禍の現状では申し入れがあっても断らざるを得ない状況が続いている。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>関係機関（言語相談、就学相談、発達相談、虐待対応、防犯・防災、医療機関、子育て相談、子育てサロン、児童手当、子ども医療助成、ファミリーサポートセンター等）の一覧表を</p>		

<p>ファイルして職員が閲覧・活用できるようにしている。また、緊急連絡先や連絡の頻度の多い関係機関（警察・消防、市役所関係、保育園、小中学校等）については、「関係機関連絡一覧」として事務所に掲げている。</p> <p>支援の必要な子どもや見守りの必要な家庭について、市子ども・子育て総合センター等の相談機関や療育機関等と情報の共有を図り、連携して対応を行っている。また、状況に応じて保護者に療育機関等の専門機関を紹介したり、職員が同行したりして、支援の必要な子どもの育ちを支えている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>市は行政施策の策定に当たって地域の福祉ニーズの収集・把握に努めており、ニーズに基づき「子ども・子育て未来プラン」や「保育園整備計画」をはじめ、高齢者福祉計画や障害者福祉計画、地域福祉計画等各種の福祉行政計画を立案している。保育園として独自に調査活動をすることはないが、子どもやその家族と関わる中で、個別の福祉ニーズに対応するために必要な福祉制度につなぐ役割を果たしている。地域の民生委員・児童委員が年に一度、園を訪れており、園の状況を伝えるとともに情報交換を行い、地域事情を知る機会としている。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>市は各種の福祉事業を実施しており、公立保育園としては生活困窮や親の障害や病気で支援が必要な家庭の子どもを受け入れ、支援児も積極的に受け入れている。園は子育て相談や赤ちゃんの駅の指定施設になっているが、繁華街や住宅街から離れている立地環境から利用されることはほとんどない。</p> <p>敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されており、隣接する鍋掛公民館や鍋掛小学校と協力して、子どもの安全な引き渡しや避難に備えている。</p>		

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	<p>Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	<b>①</b> ・b・c
<p>保育理念や基本方針をよりわかりやすく表現した園独自のテーマ「心すくすく・個性きらきら・笑顔でチャレンジ!～自分の花を咲かせよう!～」を掲げ、子ども一人ひとりを尊重する基本姿勢を明示している。このテーマは「保育園のしおり（重要事項説明書）」に掲載し、保護者へも周知している。</p> <p>また、職員の基本姿勢をまとめた「明るい職場づくり」には、子どもへの接し方として、①公平に接する、②一人ひとりの個性を尊重し、愛情を持って保育にあたる、③子どもの目の高さで話しかける、④名前はあだ名で呼んだり呼び捨てにしない、とあり、年度初めの職員会議では読み合わせを行い、子どもの人権に関する園内研修を実施して、子どもを尊重した保育の</p>		



意識向上につなげている。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>2020年1月に、前回の第三者評価で課題となっていた「守秘義務マニュアル・プライバシー保護マニュアル」を作成した。「個人情報」は“物”で「取り扱うもの」、「プライバシー」は“心”で「配慮するもの」と定義し、配慮すべき内容を具体的に挙げている。例えば、職員同士の会話、保護者との会話、写真・画像の取り扱い、通知や連絡帳の扱い、アレルギーなどの病気の情報、排泄や着替えの際の配慮などである。排泄や着替えの際の配慮については、「子どもへプライベートゾーンについても教えるようにする」と記載されており、性教育への発展も視野に入れた内容である。</p> <p>子どもの顔写真等を掲示や公表する場合は、保護者の同意を得なければならないとしている。以前にはなかった子ども用個室トイレのドアを取り付け、子どもの羞恥心に配慮した保育ができるようになった。</p> <p>年度初めに、「明るい職場づくり」とともに「プライバシー保護マニュアル」も読み合わせ、職員への周知と再確認を行っており、さらなる理解の徹底が期待される。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>毎年度、市の「教育・保育ガイドブック」が発行されており、市役所や支所、保育園において設置・配布されるとともに、市のホームページにも掲載されている。ガイドブックは、就学前の教育・保育制度や子育て支援事業等の案内もあり、公立及び私立の保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設等について詳細に紹介するとともに、入園申請に必要な手続き等が総覧できるようになっている。</p> <p>保育園では見学を随時受け入れており、見学者に対して「ガイドブック」を配付して説明し、質問に答えるとともに子育て等の相談にも応じている。別に作成されている「なべかけ保育園概要」には、園の沿革や平面図、クラス・職員構成、保育理念・基本方針・保育目標、なべかけ保育園独自のテーマ、保育の考え方、行事などの記載もあり、園を紹介するわかりやすいパンフレットになっているが、入園希望の見学者には渡していないのが残念である。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	<b>⑥</b> ・b・c
<p>毎年2月頃に実施される入園説明会で、重要事項説明書を兼ねる「保育園のしおり」に沿って保護者に説明をし、入園日には保護者から確認の同意書をもっている。「保育園のしおり」には保育理念や保育方針などが記され、保育提供の細かな内容のほか苦情相談窓口や災害対応、個人情報保護方針などの説明が掲載されている。なべかけ保育園の「保育園のしおり」では、保護者によく理解してもらうために、ポイントポイントの文章に黄色のマーカーを施して、注意を促している。今回の第三者評価保護者アンケートからは、入園時の説明がしっかり為されていることが窺える。</p> <p>就労時間等の変化など保護者側の事情で保育園の利用内容が変わる際には、申請用の書類を渡して説明し、変更がスムーズに運ぶように支援している。「保育園のしおり」は毎年度更新し、進級時に発行・配付され、同意書も提出してもらっている。4月の進級時には職員の異動など</p>		

で変更があるため、園だよりで新しい担任名などを知らせている。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>市として転園に関するルールが定められており、「教育・保育ガイドブック」にも転園手続きの説明が掲載されている。保育園マニュアルの中で「保育園変更時の手順」として諸手続きをまとめ書式を綴っている。転園の際に引き継ぐ書類については公立・私立合同園長会議で話し合い、公立と私立保育園間の転園でも「児童票」を引き継ぐことが決められており、保育の継続性に配慮した扱いになっている。「児童票」等の書類の引継ぎについては、保護者から「情報提供に関する同意書」を得て行われている。退園扱いとなる他市や他県への転園については、書類の引き渡しは行わない、と決められている。</p> <p>転園や卒園の際には、子どもや保護者に安心感を持ってもらえるよう、今後も引き続き園で相談に応じるという主旨の書面を渡すことが期待される。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>利用者満足を把握するための取組としては、行事開催時の保護者アンケート調査がある。行事実施後に保護者に感想や意見を寄せてもらい反省材料とするほか、保護者からの感想や意見と園からの回答を記した文書を園内に張り出して、保護者にも見てもらうようにしている。コロナ禍においては直接意見を聴取することのできる保護者総会等を設定できていないが、個別の保護者面談や日々の送迎時に意見や要望などを聞く機会がある。今回の第三者評価の保護者アンケートでは、意見・要望に対する園の対応は良いとの結果が窺える。</p> <p>今回のように数年に1度程度の第三者評価機関が行うアンケートによって満足度を把握することもできるが、それとは別に保護者等に対して満足度調査のためのアンケートを園独自、または、公立保育園として統一して行うことを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ <b>③</b> ・c
<p>苦情解決の仕組みは市が策定し、苦情解決責任者は保育課長、苦情受付担当者は園長、第三者委員は地域の主任児童委員となっており、市の文書では、実際に苦情解決制度に則って解決する場合は2名の第三者委員が話し合いに加わると定められていて、苦情の内容によって公表することも規定されている。</p> <p>保護者に制度を周知するために、「保育園のしおり」に掲載すると共に、ポスターを玄関内や事務室前のカードリーダー設置場所に掲示しているが、保護者アンケート結果によれば、苦情解決制度について十分な周知が図られているとは言えない状況が窺える。また、意見箱がカードリーダー近くに設置されているものの利用はなく、苦情の申し立ての事例もほとんどない。</p> <p>市の苦情解決の内規や苦情解決のフロー図では、第三者委員が2名配置となっているにもかかわらず、実際は主任児童委員1名のみ委嘱となっている。内規通りに2名を委嘱することが求められる。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>4月の園だよりやクラスだよりでは、「心配なことがあったら職員にお知らせください」「心配や気になること、どんなことでも気軽にお声がけください。保護者の皆様と一緒に、お子さんの成長を喜び、見守って行けたらうれしいです」と記載し、いつでも相談を受ける旨を知らせている。日々の送迎時に保護者とコミュニケーションを取っており、早番、遅番のシフトを工夫して、送迎時刻が早い遅いにかかわらず、週に1回はクラス担任に会えるようにしている。コロナ禍で保育参加事業（保護者がクラスに入り保育の様子を間近で見、保育の手伝いをする事業）は行われていないが、「のぞきま専科！はなしま専科！」と名付けた保育参観・個人面談日を設け、直接担任と話し合っ相談したり意見を伝えたりする機会となっている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>苦情解決の対応マニュアルがあり、「利用者の要望・意向の把握と活用」として「職員会議で話し合っ、改善と共通理解を図る」と記載されている。また、「保護者へのフィードバック」として「園だよりや掲示板を利用して掲示する」とも明示されている。</p> <p>保護者から受けた相談に対しては、その場で答えて解決することが多いが、難しい場合は園長や副園長に助言を仰いで一緒に考えてもらい解決することもある。受け付けた相談内容は、児童票に記載するとともに、相談件数集計表に分類して記録しクラスごとにまとめている。</p> <p>行事アンケートなどで出てきた保護者の意見や要望については掲示板で知らせているが、相談内容などについても、公共性のある内容については、子育てに資する情報として園だより等にも掲載して、積極的に知らせる取り扱いとすることが望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>保育園マニュアルの中に「危機管理マニュアル」を設け、基本方針と危機管理対策を明文化しており、危機管理責任者として園長を指定しリスクマネジメント体制を構築している。さらに、事故対応や各種災害、不審者対応等の個別のマニュアル類を整備し、安全点検表・遊具点検表等に基づき定期点検を行っている。園内でのヒヤリハットや事故報告を収集し、各地で発生した事故や事件の新聞記事をファイルして参考にするとともに、救急救命やアレルギー対応の講習を受けた職員が園内で伝達研修を行い、事故防止や安心・安全な保育サービスの実施に努めている。園内「安全マップ」と園周辺を含めた写真入りの「グランド安全マップ」を作成し、気をつけるべき場所や物、不審者について示してクラス等に掲示し職員に対して注意喚起している。避難訓練、交通安全、不審者侵入訓練の各年間計画を立てて、子どもも参加して毎月訓練を実施するとともに、消防署や公民館、学校と協力して合同訓練等も行っている。</p> <p>「保育園のしおり」には、病気・ケガ・感染症等、不審者侵入等非常時、災害時等について、安全に関する園の考え方と対策の概要を示して保護者に周知している。また、年数回「安全だより」を発行して、保護者に事故防止や災害対応についての園の考え方を示し、注意点を知らせ啓発に努めている。</p> <p>子どもの安全面で懸念のある状況について、改修・改善できるところは早急に対策し、さらに、送迎時に混み合う駐車場の安全を高めるための措置を講じることが求められる。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㉔・c
<p>「ノロウイルス等感染症対応マニュアル」や「嘔吐処理マニュアル」、「排泄物処理マニュアル」、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」や「保育所における感染症対策ガイドライン」を用意し、マニュアルに沿った嘔吐物処理の職員研修を行って感染症が拡がらないように取り組んでいる。子どもについては、検温や健康チェックを行い、マスクの着用や密集防止など年齢に応じた感染対策を取って感染予防に努めている。</p> <p>感染症が発生した場合には、保護者に発生状況を一斉メールで配信したり、県から出される感染症発生動向の文書を配布したりして注意を呼びかけている。また、保健だよりや園だよりで、特に新型コロナウイルス感染症に対する感染対策や注意点を知らせて、感染防止の協力を呼びかけている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉔・b・c
<p>園の敷地は那珂川河岸の崖地上部に位置し、一部が土砂災害警戒区域に入っていて、園は災害時要援護者関連施設に指定されている。これに伴い、園独自の「自然災害対策計画」を立てて、各種の対策を取っている。園内には市が作成したハザードマップが掲げられ、園独自に「園舎内外、災害、崖崩れ安全マップ」を作成して、緊急時の避難経路を示して職員に周知している。</p> <p>このほか、クラス別に「地震・竜巻発生時の避難経路と保育室危険箇所マップ」を作成している。これは、室内の落下物への注意や指はさみへの注意、室内避難時に身を守る方法や第2避難経路について記載した図入りの対応マニュアルとなっている。</p> <p>避難訓練年間計画を立てて、毎月、火災想定や災害想定での避難訓練を実施するほか、隣地の鍋掛公民館と年1回火災・災害合同訓練や、近隣の小中学校と日程を合わせて、同じ日に災害時における保護者への子どもの引き渡し訓練を実施して防災意識の向上のきっかけ作りをしている。保護者へは「保育園のしおり」に「災害時における臨時休園の措置」の項目を設けて知らせると共に、「安全だより」でも避難情報（警戒レベル）等の記事を載せ、園を上げて防災意識の啓発に努めている。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・㉔・c
<p>年齢ごとの「保育について標準的な実施方法」が、各種指導計画・日誌とともにクラスの記録簿に綴じられ、計画作成時や子どもの状況把握に活用している。保育園の環境や設備に応じたプール遊び・園外保育等についての手順や留意事項についてもマニュアルを作成している。保育の実施状況については指導計画の評価や定期的なチェックリストにより確認し、日常の保育の中で園長・副園長が気づいた時点で個別指導等を行っている。クラス内では年度初めに実施方法について確認をしているが、全体的には周知・研修は行われていない。今後は様々な勤</p>		

務体制の職員への、標準的な実施方法の周知・研修方法を検討し、更に日常的に活用されることが期待される。		
41	Ⅲ-2-(1) -② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ <b>⑥</b> ・c
市共通の標準的な実施方法は、副園長会議で保育内容の変化や新たな保育技術等について、毎年見直しを行っている。保育園独自のマニュアルも必要に応じて見直しを行っているが、いつ、どのような見直しをしたかの記録がされていない。また、職員アンケートからは、職員の意見の反映や、課題の分析・検討の職員の参加についても、更なる取り組みの検討が必要であることが窺える。今後は標準的実施方法の検証・見直しについて、職員や保護者等からの意見や提案をどのように反映し、どのように見直しをしたかを記録する方法について検討し、標準的な実施方法が更に充実し保育の質の向上に活用されることが望まれる。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・ <b>⑥</b> ・c
入園時の面接、年1回の個別保護者面談は定型の様式に記録し、子どもや保護者の状況・意向は児童票の経過記録にその都度記録している。指導計画は園の全体計画や独自の保育テーマに沿って、担任保育士が子どもや家庭の状況を年度初めに把握した後作成し、園長・副園長が確認している。異年齢交流・地域交流・食育・安全面等の年間指導計画を作成している。3歳未満児や支援が必要な子どもについては、保護者の意向を確認し必要に応じて保育園以外の関係者と合議し、個別指導計画を作成している。アセスメントについてのマニュアルはあるが、アセスメントに基づく指導計画の作成については記録に差が窺える。今後はアセスメントの手順や記録方法のマニュアルを充実させ、指導計画に反映させることが期待される。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ <b>⑥</b> ・c
年間指導計画は四半期ごとに評価・見直しを行い、月の指導計画はクラス会議で評価し、翌月の計画とともに園長・副園長に提出して、具体的な評価・アドバイスを受けている。年度末には個別に年度の反省を提出し、副園長がまとめて課題を検討している。各種計画（行事・食育・保健・安全等）や保護者支援・地域交流等については、活動後に評価・見直しを行い翌年度に繋いでいる。保護者の意向把握等は個人面談・連絡帳・日常の相談等で行っている。今後は指導計画の評価・見直しにあたっては、「標準的な実施方法に反映すべき事項」、もしくは、「子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援の状況等、保育の質の向上に関わる課題」のどちらに分類されるべきものかを明確にし、改善に取り組むことが期待される。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・ <b>⑥</b> ・c
保育日誌や児童票、給食関係、安全点検、健康管理関係等の記録は、統一された様式で記録している。日々の子どもの登園時の情報は、早番担当が記録し各クラスに伝え、クラスの個人名簿に記入されクラス内で確認している。遅番保育については遅番伝達ノートを利用しチェックをしながら伝達している。2021年度に日々のミーティングの中止を検討し、試行を行い		

<p>問題ないとのことで2022年度からは行っていない。職員会議等の内容は、議事録を回覧し全職員に周知・共有しているが、参加者は限られるので情報共有を目的とした会議の開催について更に検討することが期待される。</p> <p>記録要領は一部分しか作成されておらず、現在「記録要領」関係について市の副園長会議で検討しているとのことなので、今後の整備が期待される。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>那須塩原市の「文書取扱規程」、「個人情報保護条例」に沿って記録の保管、保存、廃棄、情報の開示・提供を行っている。職員には「なべかけ保育園職務上の規定」や市の電子データ使用の注意については周知している。保護者には「保育園のしおり」で、個人情報の保護に関する基本方針を示すとともに、園児の写真や動画についての注意事項を、行事等の折にも周知・確認している。</p>		

## A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>市立保育園共通の「保育理念・保育方針・保育目標」と共通事項を基本として、なべかけ保育園の子どもの発達や家庭及び地域の状況を考慮して、保育園独自の保育テーマを決め全体計画を作成している。年度末には各クラスの評価と保護者支援・地域との交流・世代間交流・安全関係等を含む各指導計画の評価、アクションプログラムの評価、各職員自身の評価を含めて保育園全体の評価を行い、課題は翌年の計画に繋いでいる。「組織の課題、保育や支援の内容、保育の提供の仕方など」についての結果や分析、改善計画について職員の参加の仕方にまだ課題があることが職員アンケートから窺えるので、職員が全体で取り組んでいるという意識が持てるような仕組・周知方法について検討することを期待する。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>保育園は、隣接する公民館の広いグラウンドを利用してのびのびと活動することができ、植物や昆虫等と身近にふれあえる豊かな自然環境の中にある。保育室・遊戯室は床暖房が整備され、各クラスに温度・湿度計と空気清浄機を設置している。木造のテラスは広く、様々な保育活動に活用されている。子どもが一人でくつろいだり、落ち着ける環境を、ダンボールを利用して室内を区切ることで整備したり、座った時に姿勢保持ができるよう子どもの体型に合わせ手作りの踏み台を置く等の工夫が見られる。衛生・安全面については、玩具の消毒を徹底して行い、定期的な点検表による確認で留意している。また業者による害虫駆除や遊具・床暖房等の点検を実施し、必要に応じて施設の修繕を行い環境整備に努めている。</p>		

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉑・b・c
<p>一人ひとりの心身の発達状況、家庭での子どもや保護者の状況を日々の保育や連絡帳・送迎時の保護者との対話・個人面談等で把握し、援助・配慮の仕方をクラス会議等で検討し保育を実践している。職員会議等で定期的に保育の振り返りの機会を持ち、職員間の共通理解を深めるよう努めている。保育士が無意識のうちの思い込みや先入観ではなく、一人ひとりを受け入れることを学ぶために、園内研修として人権研修を継続して行っている。園長・副園長は日々の保育の中で、保育士の相談を受けることや言葉づかいなど具体的なアドバイスを行うよう取り組んでいる。</p> <p>保護者アンケートでは、「アットホーム感がある」「多くの先生と交流できる」「子どもを理解し親身に話を聞いてくれる」等の小規模園の良さを理解している記述があり、園が子ども一人ひとりを大切に保育していると感じていることが窺える。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・㉒・c
<p>基本的な生活習慣については、一人ひとりの発達に合わせ、家庭の状況に配慮して身に付くよう援助を行っている。保育士は保育の標準的な実施方法の留意点等を確認しながら、子ども自身がやろうとする気持ちを育み、「できた」という満足感や次への意欲が持てるよう留意している。また、生活リズムを整えるよう朝の体操集会を実施している。施設設備的には十分でないところがあるが、時差でトイレ等を使用するなどの工夫で対応している。子どもが室内からの出入りでぶつかることを避けようと立ち止まる姿や、トイレを静かに待つ子どもの姿が見られ、子ども自身が園での生活ルールを把握して注意していることが窺えた。</p> <p>保護者へは個人面談、クラスだより、送迎時の会話などで基本的な生活習慣を身に着けるための取り組み方法を伝え、保護者の相談に応じて具体的にアドバイスをし、家庭と連携して取り組んでいる。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・㉒・c
<p>保育士は子ども達の興味のあることを大切に、一人ひとりの気持ちをよく聞いて年齢に合わせ環境づくりを行い、子どもが考えた遊びの展開やルールを保育に取り入れるよう心掛けている。また様々な体験や経験が出来るように、保育士からも提案し子どもと話し合いながら進めることに留意している。感染症の予防のため室内での集会等は中止しているが、体操集会など戸外での活動を多く取り入れ、異年齢児交流にも取り組んでいる。以前は地域の人とふれあう機会や社会体験が得られる機会が多くあったが、現在は感染症流行のため中止が多い。7年前から継続して行っている絵本の読み合い遊びや、食育の中で取り組んでいる「野菜づくり」の中で「なべっち」というキャラクターをつくることで、子どものイメージを膨らませ自発性を発揮できるよう取り組んでいる。またキアゲハの羽化やカマキリの卵の観察など、豊かな自然環境を生かした保育を行っている。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㉒・c

<p>0歳と1歳前半の混合保育を行っている。家庭での子どもとの関わりや生活リズムを保護者から詳しく聞き取り、保育園生活で継続するよう留意している。保育士は年齢差からくる一人ひとりの発達状況や生活リズムに合わせて過ごせるよう、フリーの保育士と連携し個別に対応をしている。子ども達のやりたいことの中には安全面等で止めざるを得ない活動もあるが、出来るだけ子どもの気持ちに添えるよう工夫して活動できる環境を作っている。窒息予防、乳幼児突然死症候群の予防のため午睡時にバウンサーの利用や、玩具の消毒等を行い、安全で衛生的な環境を整備している。保護者とは、連絡帳や送迎時の会話で発達状況や離乳食を含めた保育園での関わりについて日々伝え、共有することを大切にしている。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>⑦</b> ・c
<p>1歳後半から2歳の合同クラスで保育をしている。年齢の幅があることや、長時間保育の子どもが多いことを考慮して、一人ひとりが保育園で落ち着いて生活できる環境整備に留意し保育を行っている。保育士は自我の芽生え、いやいや期など個人差が大きい子どもの気持ちを受け止め、一緒に楽しんで過ごせるよう援助している。子どもの興味あることは危険がない限り体験出来るよう、担任以外の保育士と連携するなどして対応している。日々クラス内で子どもの様子や保育内容について、検討の時間をもち情報の共有を行っている。また早遅番や土曜保育の子どもが多いので、早遅番担当保育士との連携や情報の共有を大切にしている。2020年度からは感染症予防のため、玩具等の消毒や、水道やトイレの使い方等を検討し衛生面に留意している。保護者には連絡帳を使用し、健康面や生活リズム等の状況を共有している。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>⑧</b> ・c
<p>幼児の年齢に合わせ、子どもが生活と遊びを通して自主的に活動できるよう、自然豊かな環境を生かし散歩等の園外活動を取り入れ、協同して行う遊びの中で仲間意識を育てることを大切にしている。3歳児は自分でやろうとするきっかけづくりを大切に、4歳児は周りとのやり取りを発展させトラブル解決に取り組めるよう援助している。5歳児は共同活動を楽しみ野菜づくり等を含め達成感を感じられるよう取り組んでいる。保育士は子どもが自分の思いを伝え、子どもが様々なことに挑戦できるよう遊びの継続や発展させる環境づくりに努めている。またクラス内や幼児全体で常に情報の共有を図っている。</p> <p>保護者には年4回発行するクラスだよりや個別面談、保育見学、写真掲示などで保育活動を伝えているが、保護者アンケートでは、自分の子どもがどのように取り組んでいるか、園での様子を知りたい等の声も出ている。担任に会う機会の少ない保護者への対応などについて、更に検討することを期待する。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>⑨</b> ・c
<p>支援が必要な子どもが集団の中で安心して楽しく生活し成長できるよう、個別に指導計画を作成し保育を行っている。月ごとにクラス会議にて成長や対応について検討し、内容を全体に回覧し園全体で共通認識を持ち保育の統一を図り対応できるようにしている。専門機関・医療機関等とも連携を図り、必要に応じて保育士が専門機関に同行して支援方法等の情報交換を行</p>		



<p>っている。現在保育園には自由に使える空き部屋等はないが、遊戯室やダンボールの仕切りを利用するなど工夫して、子どもが落ち着いて活動できる場を必要に応じて整備している。</p> <p>保護者とは、日々の子どもの様子・家族の思いなどの情報交換を行い、具体的に保護者の意向等を聞いている。保護者全体へは「保育園のしおり」で支援児保育を行っていることを伝えているが、保護者アンケートからは支援児保育の取組についての周知が低いことが窺えるので、更に支援児保育への理解を深める取組が期待される。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p>日々の保育の中で子どもの状況や生活リズムに合わせ、活動の場や落ち着ける環境整備と保育士の支援体制に配慮している。早番遅番保育・土曜保育も年齢や人数に応じて保育室や職員を配置し、穏やかに過ごせるよう対応している。早番遅番用のデイリープログラムを作成し、掲示し保育方法を共有している。早番遅番との連絡は引き継ぎ表を利用し、保護者からの連絡や保育園からの連絡を共有している。早番遅番保育には毎日担当する保育士がいるので、子どもの状況がわかり安心して過ごせている。送迎時に担任と会う機会が少ない保護者には、日中の保育の様子を伝える難しさも窺えるので、情報の共有について更に対応の検討を期待する。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<p>幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の項目を設け年間指導計画を作成している。基本的な生活習慣の確立、自分の気持ちを言葉で伝える、相手の気持ちを汲み取ることが出来るよう支援をしている。皆の前で発表することや、当番活動、文字・時間等に興味・関心を深める活動（カレンダー作成等）を行っている。就学前交通安全事業等を利用し、道路の安全歩行等の学びも行っている。小学校とは児童要録やリレーシートを引き継ぎ、必要に応じて電話等で連携を図っている。また幼保小連絡協議会の情報交換を利用して情報の共有を行っている。近隣の小学校とは小学生の来園や就学児の学校訪問を通して交流を行っていたが、感染症流行で中止している。</p> <p>保護者とは前半の個人面談の中で就学について話をし、就学児健康診断後に個々に話を聞き相談を受けている。全体の保護者が就学後の生活に見通しを持てる機会がまだ少ないことが保護者アンケートから窺えるので、就学に向け保育園で行っていることを更に周知していくことが期待される。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<p>「年間保健計画」や健康に関するマニュアルに基づき、子どもの安全と健康の管理を行っている。日々の子どもの健康状態は、視診、送迎時の保護者との連絡、連絡帳で把握し、早番担当から引き継ぎ、クラスごとに個人記録して職員間で共有を図っている。遅番時は「遅番引き継ぎノート」を利用し保護者に伝えるようにしている。クラスごとに持病・既往歴・対応について健康記録を作成し、変更があるときはその都度全体に周知し共有して対応できるようにしている。予防接種等についても年度末に保護者に再確認している。また年4回「ほけんだより」（保健担当保育士作成）を発行し、子どもの健康に関する情報や園の取組を保護者に周知している。</p>		

A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>健康診断（内科・歯科・眼科・尿検査等）の結果は保護者に通知し、必要に応じて治療等を促している。当日受診できなかった場合は、後日嘱託医院で個別に受診できるシステムになっており、全員の受診に繋げている。受診結果は職員会議で情報を共有している。</p> <p>歯の大切さや噛むことについて年齢に合わせ話をし、食後には口すすぎを行い虫歯予防に努めている。また、4月と10月に乳幼児の発達状態や栄養状態を確認するカウプ指数を出し、市の栄養士の指導を受け子どもや保護者に対応している。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>「アレルギーについての問診票」の提出により「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に従って適切な対応をしている。アレルギー対応食については医師の「アレルギー疾患生活管理指導表」に沿って、保護者・担任・調理員が打ち合わせを行い、毎月献立表を保護者に確認してもらいアレルギー除去献立を提供している。できるだけ献立に沿って提供できるよう食材の購入も検討されている。誤配や誤食がないよう調理員と担任間で「受け渡しチェック表」で確認し、個別のトレーを利用している。また、テーブル・イス・布巾も専用に行っている。職員には共通認識をもって対応できるように、アレルギーや慢性疾患について職員会議等で情報を周知している。今後は保育園の他の子どもや保護者が、アレルギーや慢性疾患について正しく理解できるような取組を検討することが期待される。</p>		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	<b>㉕</b> ・b・c
<p>「年間食育計画」に年齢別目標・ねらい・活動内容等が記載され、食に関する豊かな経験が出来るよう「野菜栽培計画」を別に作成し取り組んでいる。また「なべっち」というキャラクターを登場させることや、視覚教材を利用して子ども達の食への関心を高めている。野菜栽培は土づくりから始め、収穫した野菜は放射性物質簡易検査を行った上で、給食や家庭で調理し食べられるようにしている。幼児組の子どもたちが年齢に合わせ種まきから、草取り、収穫、食べる、種を取るなどを、一人ひとりが経験できるよう配慮し実際に行われている。夏野菜（きゅうり・ピーマン・トウモロコシ等）・ジャガイモ・大根・サラダビーツ・人参等10種以上の野菜を栽培し、その活動経過はクラスだよりや写真掲示で保護者にも伝えている。また年長児には8月に「食事バランスガイド」を配布し、自分の食事を見つめることができるようにしている。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>「大量調理施設衛生管理マニュアル」「衛生日常点検表」「調理従事者衛生点検表」等により調理員の健康状況把握や衛生管理を行い、安心・安全な食を提供している。職員全体で衛生管理を実施し、担当職員が検食簿・喫食簿等により子どもたちの食べ具合・反応などを記録し、毎月の職員会議で検討し、市内給食会議での献立作成や調理方法等の見直しや改善に反映させている。市の栄養士の給食視察会があり、子どもの喫食状況の確認や管理指導が行われている。保育園の調理員が子どもの食事の食べ方、表情や雰囲気を見る機会が少ないので、園として</p>		

は更に機会を作りたいと考えている。また保護者アンケートからは食に関する相談やレシピの紹介などの希望が窺えるので、今後の検討が期待される。

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・ <b>⑰</b> ・c
<p>園は2022年度のアクションプログラムで、目標に「信頼される保育園～子ども・保護者に寄り添い、信頼される保育園を目指す～」を掲げている。その方法として、市の公立保育園共通の保育理念・基本方針・保育目標の他に、園独自の保育のテーマを設け、保育園の名称にちなんで「<b>な</b>かよく<b>べ</b>ストをつくして<b>か</b>んがえてあそべる<b>け</b>んこうなこども」のキャッチフレーズを作り、「なべっち」という食育を体現したキャラクターを作って活用して、園と園の保育に親しみを持ってもらうようにしている。また、園だよりには各クラスの「月のねらい」を掲載するとともに、園の様子を撮影した写真を園内に掲示して、保育の意図や保育の内容を保護者に伝えている。</p> <p>コロナ禍で中止となっていた保育参加の代わりに、「のぞきま専科！はなしま専科！」というキャッチーな名前の保育参観（クラスの外から保育の様子をのぞき見る）と個別面談の事業を実施している。</p> <p>日々の送迎の際には職員が保護者とコミュニケーションを取るよう心がけており、長時間保育でも担任と会うことができるように、保育士のシフトを工夫して週に1度は会えるようにしている。しかし、第三者評価の保護者アンケートでは、担任になかなか会えないとか、保育士の名前がわからないという声も出ているので、なお一層の情報提供と担任に会えるような工夫が期待される。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・ <b>⑱</b> ・c
<p>保護者の相談に応じるための「個人面談実施について」の文書を策定し、①一人ひとりの状況の把握のため、②協力して子どもを見守り信頼関係を築く、という目的で相談対応をする旨が明記されている。乳児の期間は連絡帳によりこまめに保護者と連絡を取り合っており、日頃から保護者の相談にも応じている。相談内容は、ミルクを飲まないなどの食のこと、トイレトレーニング、夜泣き、体重、後追い、多動、言葉の発達、発育・発達の遅れ、習い事、歯磨きなどの生活習慣、遊び方等様々寄せられていて、その都度適切に回答して保護者の子育てを支援している。また、必要に応じて子育てや療育のための専門機関を紹介して、発育や発達の遅れなどの保護者の心配事に寄り添う対応をしている。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・ <b>⑲</b> ・c
<p>「虐待防止マニュアル」を整備し、2022年度のアクションプログラムでは虐待防止として視診の徹底を掲げ、園長会議で確認した「虐待対応の流れ」に沿って、虐待の早期発見や兆候への気づきに取り組んでいる。気になる子や見守りが必要な家庭については、市の子ども・</p>		

子育て総合センター等とも協力し、見守り続けながら、家族に寄り添い相談にも根気よく対応している。

カードリーダーの設置場所には、虐待防止「189（イチハヤク）」電話相談啓発ポスターを掲示し、玄関には市の相談窓口を紹介した「相談窓口ガイド」を拡大コピーして貼り出し、保護者が子育てに困ったときに相談できる保育園以外の相談機関を紹介している。

### A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・㉑・c
<p>園では、市の総合人事管理のための目標管理制度に則った正規職員用の自己評価と、会計年度任用職員用の自己評価を各年2回実施し、上半期に副園長、下半期には園長が面接をしている。厚生労働省のガイドラインに沿った評価項目による、園の運営や保育を評価する自己評価も実施している。さらに、個人別に保育の反省を記述したアンケートも実施している。また、年度末にはアクションプログラムや各計画の反省の話し合いもあり、次年度の計画策定につなげている。</p> <p>園には、資質向上のための自己評価がうまく活用できていないという反省もあることから、自己評価の実施方法や評価実施後の分析などを工夫し、保育士個人の資質の向上を図ることが望まれる。</p>		